

豊中・サンマテオ姉妹都市協会に対する補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市及びサンマテオ市の市民相互の友好関係の促進に寄与するために設立された豊中・サンマテオ姉妹都市協会（以下「協会」という。）に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(豊中市補助金等交付規則との関係)

第2条 補助金の交付については、この要綱に規定するもののほか、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(補助事業等)

第3条 補助対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 高校生英語弁論大会事業
- (2) サンマテオ市交流事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号の事業を実施するために必要な事業費等の経費
- (2) その他、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で、市長が定める。

(交付の申込)

第6条 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申込書（規則様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業等の実施前に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 豊中・サンマテオ姉妹都市協会会則
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第8条 協会は、補助金の交付を受けたときは、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金は、当該年度の予算に組入れること。
- (2) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (3) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(交付時期)

第9条 補助金は、交付の決定をした額を年1回交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、随時にこれを行うことができる。

(実績報告)

第10条 協会は、補助金の交付を受けたときは、当該補助事業が完了した日の翌日から起算して30日以内に、補助事業等実績報告書（規則様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
 - (2) 出納簿（写し）
 - (3) 領収書（写し）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助事業等実績報告書及び前項第1号の書類を期限までに提出できないときは、決算の確定後、速やかに提出しなければならない。
- 3 第1項第2号及び同項第3号の書類は、魅力文化創造課長の確認書をもって代えることができる。

(指示及び検査)

第11条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、協会に対し、随時、帳簿その他の提出を求め、当該補助金の使用について必要な指示をし、又は検査をすることができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、協会が、次に掲げるもののいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金をその目的以外に使用したとき。
- (2) 事業を中止し、又は市長において事業遂行の見込みがないと認めたとき。
- (3) 補助金の額に比し、剰余金を生じたとき。
- (4) この要綱に基づく指示、条件に違反したとき。
- (5) 随時検査を拒んだとき。
- (6) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、都市活力部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年3月29日から実施し、平成16年度に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年10月17日から実施し、平成19年度に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。